

平成 20 年 6 月 30 日

公認会計士・監査審査会

平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 20 事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

（１）重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 19 事務年度においては、特に監査法人に対して重点的に検証したところであることから、平成 20 事務年度においては、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 20 事務年度においては、業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

（２）協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 2 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等を取りまとめ、関係者等に示してきたことを踏まえ、審査会は、平成 19 事務年度に、中小規模監査事務所における監査の品質管理の自主的な改善状況を検査により検証した。

検査結果によれば、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 20 事務年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。